慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「法の支配」をめぐる国際的動向と「法の支配ユビキタス世界」へ の展望:国連総会およびNGOの動きを中心に
Sub Title	The international trends toward the rule of law ubiquitous world with special attention to the activities of the United Nations (General Assembly)and International NGOs
Author	松尾, 弘(Matsuo, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2009
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.12 (2009. 1) ,p.221- 260
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾創立150年記念号下巻 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20090125-0221

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「法の支配」をめぐる国際的動向と 「法の支配ユビキタス世界 | への展望

----国連総会およびNGOの動きを中心に----

松 尾 弘

- 1. はじめに
- 2. ミレニアム宣言における法の支配と良い統治の構想
- 3. 2005年世界サミット成果文書における法の支配の取扱い
- 4. 国連総会の動向
- 5. NGOの動向
- 6. 法の支配をめぐる国際的動向の含意

1. はじめに

2006年12月4日、国連総会が採択した決議「国家的および国際的レベルにおける法の支配」(The rule of law at the national and international levels)¹⁾ は、国連が現在の国際情勢の下で「法の支配」を構築することの重要性を再認識するとともに、これを実効的に推進するためには国家的および国際的な双方の視点からの、いわば法の支配へのマルチレベル・アプローチが不可欠であることを明確に提示した点で、きわめて注目される動向である。実際、同決議の前後から、法整備支援(legal assistance)に関与する様々な組織が、それぞれの独自の立場や利害関心に基づきつつも、共通に法の支配へのコミットを深め、かつ相互の連携を模索しながら、にわかに活動を活発化させてきている。その結果、法の支配は今や法整備支援およびそれを強力な一手段とする国際開発協力の共通目標とすら化しつつある。

¹⁾ A/RES/61/39. 以下「2006年国連総会決議」として引用。その内容分析については後述 4 (1)、全訳として後掲【資料 1】参照。

この2006年国連総会決議は、すでに第60回国連総会首脳会合(世界サミット)で採択された成果文書(2005年9月16日。以下「2005年世界サミット成果文書」として引用)に基づいている(後述3)。さらに、その淵源は、ミレニアム宣言(2000年9月8日)が提示した国内・国際両レベルの「良い統治」の構想、その具体化のための国内問題と国際問題の双方における「法の支配の尊重」に遡ることができる(後述2)²⁾。

そこで、以下では、ミレニアム宣言および2005年世界サミット成果文書における良い統治および法の支配の取扱い(以下 2、3)を概観したうえで、これに基づく2006年国連総会決議の内容を再確認し、その後どのような形でその具体化が試みられているか、まずは国連総会の動きを分析する(以下 4)²a¹。他方、国連総会の動きに最も敏感に反応している国際的なNGOの動向の中から、注目すべき活動を抽出し、概観する(以下 5)²b¹。それを踏まえて、これらの国際的動向が今何を意味しているかを考察する(以下 6)。とりわけ、マルチレベル(multilevel)の法の支配の推進がレベルの相違を超えて相互作用し、多次元的(multidimensional)な方向に法の支配が浸透し始めることにより、《誰でも、いつでも、どこにおいても法の支配による権利保護を求めうるような状態》としての「法の支配ユビキタス世界」が漸次的に形成されつつあるかどうかを展望してみたい。そのことは、現在策定中の日本の法整備支援戦略にとっても看過できない動向として、一定の示唆を与えるものと考えられる³³。

²⁾ もっとも、「法の支配」と「良い統治」との間には、とくに開発のプロセスでは両立困難な緊張関係が存在するが、本稿ではこの論点には深く立ち入らない。この点を含め、両者の関係については、松尾弘「開発法学の根本問題——法の支配と良い統治との関係を中心に——| Law & Practice 2号 (2008) 1-40頁参照。

²a) 国連開発計画 (UNDP) 等、他の国連組織による法の支配関連の活動に関しては、ひとまず、松尾弘「開発法学への招待 (1) | 法学セミナー 625号 (2007) 54-55頁参照。

²b) なお、国際金融機関、地域(金融)機関、各国政府による法の支配への取組みについては、 ひとまず、松尾弘「開発法学への招待(5)~(9)」法学セミナー626号60-64頁、627号 56-60頁、628号76-80頁、629号70-74頁、630号68-72頁(2007)参照。

2. ミレニアム宣言における法の支配と良い統治の構想

ミレニアム宣言(2000年9月8日)⁴⁾ は、急速に進行するグローバル化が「大きな機会を提供する一方で、現時点ではその恩恵は極めて不均等に配分され、そのコストは不均等に配分されている」という危機感に立脚する。そして、「グローバル化が世界の全ての人々にとって前向きの力となることを確保する」という「われわれが直面している中心的課題(the central challenge)」に対応するうえで、開発途上国および移行経済諸国が「特別の困難に直面している」と認識し、グローバル化を「十分に包括的かつ衡平なもの」とするために、「われわれに共通する多様な人間性に基づく、共通の未来を創るための広範かつ持続的な努力」を求めている(第5節)⁵⁾。その手段として、国内問題および国際問題の双方における「法の支配の尊重」の強化(第9節)、国内レベルおよび国際レベルの双方における「良い統治」の実現(金融・通貨・貿易体制における透明性、開放的で、衡平で、ルールに基づいた、予見可能で、差別のない多角的な貿易・金融体制を含む。第13節)をすでに打ち出している⁶⁾。

また、これらの目標の実現状況をモニターするためのミレニアム開発目標に

³⁾ 第13回海外経済協力会議合意事項「我が国法制度整備支援に関する基本的考え方」(平成 20年1月30日) によれば、法制度整備支援の「対象国、分野、支援方法、実施時期及び今 後のニーズ発掘等に関する基本計画を作成する」(3 (2) ①) とされている。

⁴⁾ A/RES/55/2.

⁵⁾ ミレニアム宣言第5節参照。同宣言は、21世紀の国際関係における基本的価値として、 ①自由(およびそれを最大限に保障するものとしての「民意に基づく民主的で参加型の統治」)、②平等、③団結、④寛容、⑤自然の尊重、⑥責任の共有を挙げる(第6節)。

⁶⁾ このほか、ミレニアム宣言には、民主主義の推進、法の支配ないし良い統治の強化、および発展への権利を含む「国際的に認められた人権および基本的自由」の強化(第V章、とくに第24節)、国連の強化として、国連総会の中心的地位の再確認、「国際問題における公正と法の支配を確保するため」の国際司法裁判所の強化(第30節)、また、様々な取組みを効果的に実施するための国連機関、ブレトン・ウッズ機関、WTO等の多国間機関、民間部門、NGO、その他の市民社会との連携や協調の提言(第20節、第30節)等が含まれている。

は、「開発のためのグローバルな連携の推進」(目標8) が含まれ、その指標として、「一層開放的で、ルールに基づく、予測可能でかつ差別のない貿易および金融システムを構築する(良い統治、開発および貧困削減を国内的および国際的に公約することを含む)」(標的12) が掲げられた⁷⁷。

3.2005年世界サミット成果文書における法の支配の取扱い

国連のミレニアム宣言およびミレニアム開発目標の実現状況をレビューするために開催されたのが、2005年世界サミットである。その成果文書(2005年9月16日)⁸⁾ は、第Ⅳ章「人権と法の支配」(第119節~145節)の中で、法の支配にとくに言及している。まず、第Ⅳ章は冒頭で「われわれは、すべての人権、法の支配および民主主義を積極的に保護・促進するよう再びコミットし、それらは関連し合い、相互に補強し、普遍的で不可分な国連の中核である価値や原則に属することを認識し、それぞれの権限に従って、人権と基本的自由を促進するよう、国連全体に対して要請する」(第119節)とする。ここに示されるように、法の支配は(i)人権(とくに第121節~131節)、(ii)法の支配(とくに第134節)および(iii)民主主義(とくに第135節~137節)という3本柱の1つとして位置づけられている。そのうえで、第134節は、①法の支配が「国内および国際双方のレベル」において普遍的に堅持され、実施される必要があること、②法の支配を促進するために、国連総会事務局内に「法の支配支援ユニット」を設置する構想を支持すること、③国際司法裁判所の管轄の拡大に努め、

⁷⁾ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)は、ミレニアム宣言に加え、1990年代に開催された主要な国際会議、サミット等で採択された国際開発目標を統合した共通枠組みで、2015年までに達成すべき8つの目標を提示した。すなわち、①極度の貧困および飢餓の撲滅、②初等教育の完全普及の達成、③ジェンダーの平等の推進および女性の地位向上、④乳幼児死亡率の削減、⑤妊産婦の健康の改善、⑥HIV /エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止、⑦環境の持続可能性の確保、⑧開発のためのグローバルな連携の推進である。

^{8) 2005} World Summit Outcome, A/RES/60/1. 法の支配の関連部分につき、後掲【資料2】 参照。

その業務を強化すべきこと、そして、④実体(法)面では、とくに文民の保護、 女性の権利保護、ジェンダーの平等の促進などを提言した。

ここでは、人権、法の支配および民主主義を関連づけて捉える最近の国際的議論の傾向 $^{8a)}$ が反映されていること、そして、法の支配が国内的および国際的双方のレベルで推進される必要があることが示唆されている点がとりわけ注目される。

もっとも、民主主義の推進と法の支配の強化とが概念上識別される一方で、 ①法の支配の項目中に女性の権利やジェンダーの平等といった人権の要素も取り込まれるなど、民主主義と人権と法の支配(さらには良い統治)との関係については多分に曖昧な点を残している(この点は、ミレニアム宣言〔第24節〕等にも共通する。前掲注6参照)。また、②国内的レベルと国際的レベルの法の支配がたんに並行的に追求されるものと認識されているにすぎないのか、両者の間に何らかの必然的な関連性や不可分一体性を認めているかは明確に具体化されておらず、具体的イメージとしては国際的レベルの問題として国際司法裁判所の強化に言及されているにとどまる。むしろ、2005年世界サミット成果文書は、これらの点を含め、いまだに論争される概念である法の支配そのものの内容をあえて狭く限定したり、特定の内容をもつものとして規定したりせず、今後の国際的な議論の展開に委ねる趣旨であるとも解される。

4. 国連総会の動向

(1) 2006年国連総会決議(A/RES/61/39)

この2005年世界サミット成果文書に実質的に依拠する形で、2006年国連総会決議(2006年12月4日) $^{9)}$ は、(i)人権・法の支配・民主主義が内的に連結し、相互に強め合うものであり、それらが普遍的で分割できない中核価値であるこ

⁸a) 例えば、EUとアフリカ、カリブ海および太平洋諸国との開発協力に関する第4次ロメ協定5条、コトヌ協定9条、ミレニアム宣言・第24節(前掲注6参照)など。松尾弘「開発法学への招待(6)」法学セミナー627号(2007)58-60頁参照。

と、(ii) 持続的経済成長、持続可能な発展、貧困と飢餓の撲滅、すべての人権と基本的自由の保護を現実のものとするためには、国家的・国際的両レベルにおける法の支配の普遍的な厳守と実現が必要であることを再確認している。そのうえで、(iii) 国家的および国際的レベルにおける法の支配の増進が、正義の尊重とともに、「良い統治」の原理に通じ、それが国連とその加盟国の行動を指導すべきことを指摘している¹⁰⁾。

そして、ミレニアム宣言、ミレニアム開発目標および2005年世界サミット成果文書でも確認されたこれらの基本的な価値・政策・法原理について、さらにそれを着実に具体化する手段に具体的に言及した点が、2006年国連総会決議の特色といえる。とりわけ、以下の5点が注目される。すなわち、①同決議で提示された諸問題に関する加盟国の見解に関する報告書の提出(第62会期)、②法の支配の増進に貢献する諸機関に関する目録の作成・提出(中間報告を62会期、目録の提出は第63会期)、③同目録に載せられた諸機関の活動を強化・調整する方法と手段を明らかにした報告書を、「とりわけ国家的および国際的レベルにおける法の支配を増進する能力を構築するために諸国家によって要求されうる支援の有効性に格別に留意しながら」、準備・提出することを、それぞれ事務総長に求めている。そして、④そうした活動を支援・調整する主体として、事務総局内に法の支配の支援ユニットを設立すること、また、⑤そうした活動の

⁹⁾ なお、同決議は、国連総会(第61会期)・第6委員会(法律)の準備作業(2006年10月。 Agenda Item 80「国家的および国際的レベルにおける法の支配」)に基づいている。さらに、それは、マルチレベルの法の支配の推進の必要性に関する国連事務総長の報告書(例えば、 "The rule of law and transitional justice in conflict and post-conflict societies," S/2004/616; "The situation in Afghanistan and its implications for international peace and security, Strengthening of the coordination of humanitarian and disaster relief assistance of the United Nations, including special economic assistance: emergency international assistance for peace, normalcy and reconstruction of war-stricken Afghanistan," A/60/224-S/2005/525; "Progress report of the Secretary-General on the United Nations Office in Timor-Leste," S/2005/533等)も通じて、徐々に認識が深まって いったとみることができる。

¹⁰⁾ 後掲【資料1】下線部参照。

段階的かつ着実な推進のために、第62会期以降、「国家的および国際的レベルにおける法の支配」を議題として定期的に取り上げ、その進展状況をモニターすることとし、そのための準備作業を第6委員会に委ねることを推奨した。このように2006年国連総会決議は、「国家的および国際的レベルにおける法の支配」をたんなる目標の宣言に終わらせず、それを現実化するための手段を具体的に考案しようとする姿勢を顕著に示した。

(2) 法の支配調整・資源グループおよび法の支配支援ユニットの設置

国連総会は、2007年10月末から、第6委員会(法律)を中心に、国内的および国際的レベルにおける法の支配の増進に向けた審議を開始するが(後述(3))、(i)法の支配の実現に向けた、調和のとれた、戦略的アプローチを達成するために、国連事務総長の下で法の支配に関する活動に中心的に携わる関連8機関(後に9機関)からなる「法の支配調整・資源グループ」(The Rule of Law Coordination and Resource Group: RLCRG)が組織された(2007年) 11)。さらに、(ii)国連副事務総長(the United Nations Deputy Secretary-General)の下に「法の支配支援ユニット」(the Rule of Law Assistance Unit: RLAU) 12)が設置され(2007年)、前記調整・資源グループの活動を支援することになった。

(3) 第6委員会(法律)における審議

(i) 2006年国連総会決議を受け、2007年10月25日、Asha-Rose Migiro国連副事務総長は、国連総会・第6委員会(法律)に対し、法の支配の推進に関す

¹¹⁾ 議長は、Asha-Rose Migiro国連副事務総長。

¹²⁾ ひとまず暫定的に国連副事務総長事務局に所属し(代表はJamal Benomar)、国連傘下の数多くの諸組織によって現在行われている法の支配関連の諸活動(平和維持活動、政治問題、法律問題、人権高等弁務官、薬物と犯罪、UNHCR、UNDP等)の多様なアプローチを統合する視野の下で、国連レベルでのガイダンスと実践を展開することを同組織の使命としている。当初のスタッフは国連の関連他部局から派遣された4名でスタートした(後述するHiiLの「将来の法シリーズ」第1回年次会議〔2007年10月26日〕における国連法の支配事務官Shelly Inglisによる報告)。

る審議の開始を命じた。その際Migiroは、「すべての者が、個人から国家に至るまで、公衆に対して公布され、平等に執行され、独立した機関によって裁判される法に対して説明責任を負っているという原理が、世界の諸団体のほとんどの仕事の背景にある原動力である」という形で、法の支配の遍在に関する自身の理解を述べていることが注目される¹³⁾。

(ii) 2007年10月25日・26日の第6委員会の審議には、Migiro国連副事務総長のほか、法の支配支援ユニット(前述(2))の長であるJamal Benomarも参加し、各国代表者が入れ替わり発言し¹⁴⁾、様々な角度から意見交換を行った。その結果、法の支配の国内的および国際的意義に関しては、様々な異なった解釈が交錯していることが判明した。

その際には、会議に先立って各国政府からの意見聴取が行われたこと¹⁵⁾、国連システムの中で行われている法の支配に関連する諸活動の目録が準備されつつあることが報告された¹⁶⁾。とりわけ、同会議では、法の支配の具体的内容として、①国際的な刑事司法の促進を重視する見解、②国際的な平和維持活動を重視する見解、③(民事を含む)国内立法のための技術支援や能力養成を重視する見解など、法の支配の理解や強調点が異なることが浮き彫りにされた。しかし、全体としては多くの積極的提案が行われ、今後のプランが議論されるとともに、国際標準を各国内で実現するためには、とくに国連の役割が重要であること、そのためにも法の支配支援ユニットが(人員面、予算面も含め)一層

¹³⁾ GA/L/3326.

¹⁴⁾ コンゴ、シンガポール、インド、ニュージーランド (カナダ、オーストラリア代表を兼ねる)、ポルトガル (EU代表を兼ねる)、キューバ (非同盟運動代表を兼ねる)、ドミニカ 共和国 (リオ・グループ代表を兼ねる)、ベナン (アフリカ・グループ代表を兼ねる)、モルドバ (議長)、リヒテンシュタイン、スイス、中国、ミャンマー、リビア、グァテマラ、スーダン、メキシコ、ベトナム、インドネシア、モザンビーク、エジプト、バングラデシュ、コロンビア、ナイジェリア、シエラレオネ、マレーシアからの代表者が発言している。

¹⁵⁾ Document A/61/21. オーストリア、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、クウェート、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、メキシコ、オランダ、カタール、スウェーデン、アメリカ。後に、スイスも意見を送っている。Document A/61/121/Add.1.

¹⁶⁾ Document A/62/261.

強化されるべきであることなどが強調された 17 。その後、フィンランド国連大使により、「法の支配に関する国連の行動を調和する」ためのセミナー(2008年6月11日)が組織されるなど、法の支配に関する国連システムの活動を一本化する動きが加速化してきている。

(iii) 2008年10月13日、Migiro国連副事務総長は、加盟国に対する「法の支配支援」(rule of law assistance) の提供を強化するための第6委員会(法律)の会議において、この約1年間の活動報告、現状分析および将来の発展のための提言を行っている¹⁸⁾。

Migiroはまず、国連総会からの要請(前述(1)参照)に対応する3つの報告書に言及する。すなわち、①国連傘下の諸機関・団体・部局・基金等による法の支配活動の目録に関する報告書(64主体に及ぶ活動報告を含み、この分野における経験と専門知識の蓄積を明らかにしている)¹⁹⁾、②国連傘下の諸機関による法の支配活動の強化と調整に関する国連事務総長の報告書(この分野における国連の強みと弱みの分析を含む)²⁰⁾、および③法の支配支援ユニットの人員配置、その他の現状に関する会計報告書(第5委員会で検討される)²¹⁾である。

そのうえで、Migiroは、第1に、法の支配の強化をめぐる国連の活動によって提供されうる「国際的レベルにおける法の支配や国内秩序と国際秩序との批判的インターフェースの重要性」を踏まえつつ、法の支配プログラムにおける「各国のオーナーシップ」の決定的重要性を確認し、国家機関のリードなしに法の支配のプロセスを外から押し付けても長期的には成功せず、各国の利害関係人の有意義な参加を促し、彼ら自身がそのビジョンと計画とプログラムを発展させ、実現するための能力形成を支援すべきことを強調する。

第2に、Migiroは、法の支配調整・資源グループおよび法の支配支援ユニッ

¹⁷⁾ General Assembly, GA/L/3326.

¹⁸⁾ Deputy Secretary-General, DSG/SM/420, GA/L/3345.

¹⁹⁾ Document A/63/64.

²⁰⁾ Document A/63/226.

²¹⁾ Document A/63/154.

トの現状について報告する。最も重要な動きとして、同グループの活動を支える国連の関連9機関が、法の支配支援ユニットのサポートを受け、①「法の支配支援への国連のアプローチに関する覚書」(2008年4月14日、事務総長名で関連機関に配布)を策定し、また、②2009年~2011年の期間にかけての「共同戦略計画」を策定中であり、それによって国連の関連諸機関による一層首尾一貫した、効果的な法の支配支援が期待されることが報告されている。しかし、法の支配調整・資源グループの活動をサポートする法の支配支援ユニットは、2007年の設立当初から依然として暫定ベースのまま、スタッフも他の機関(UNDP, the Department of Peacekeeping Operations等)からの派遣に依存していることから、同ユニットに通常予算による安定的で持続的な財政基盤を与えることが課題であるとし、各国の協力を要請している。

(4) 国連(総会)の動向の特色

以上に概観したように、国連(総会)は、①副事務総長および第6委員会の下でマルチレベルの法の支配を推進しようとするが、その推進母体となる固有の組織(とくにRLCRGおよびRLAU)の暫定的色彩が強く、安定した固有の予算・人員もなく、まだ準備段階にあるといえる。また、②法の支配の内容を画一的に定義せず、人権、民主主義、良い統治との関係をオープンにしたまま、その推進にどこから、どのように着手すべきか、方法論自体の模索から作業を開始している。その際、③法の支配に関与する個人から国家、国際機関に至る多様なアクターによるマルチレベルのアプローチや、各アクター間の連携と相互の調整を重視しつつも、④「各国のオーナーシップ」の重要性を再確認し、国家機関のリードによらない、外からの法の支配のプロセスの押付けは奏功しないであろうことが留意されている点は、注目に値するきわめて重要な認識といえる。

5. NGOの動向

(1) アメリカ法律家協会(ABA) および国際法律家協会(IBA)

2005年世界サミット成果文書および2006年国連総会決議に対するきわめて敏感な反応を示しているのは、国際的に活動を展開するNGOである²²⁾。

法の支配プロジェクトの提案・実施に最も熱心な推進母体の一つとして、アメリカ法律家協会(ABA)がある。ABAは早くから、法の支配の世界的普及に関心をもち、WJPの設立(後述(2))、「法の支配シンポジウム:行動計画」(2006年9月、シカゴ)などの会議やシンポジウムを開催してきた。

そうした準備活動に基づき、また、2006年国連総会決議も受けて、国際法律家協会(IBA)が「法の支配シンポジウム」(2007年10月19日、シンガポール)を開催した。これは、IBAコンファレンス(2007年10月14日~19日)の最終日1日を用い、IBA理事会(the IBA Council)の「法の支配決議」(2005年9月26日)、前述した2006年シカゴ会議等に立脚して、世界中に法の支配を構築するための具体的な行動計画を練ることを目的としたものである。IBAコンファレンスの最終日丸1日を法の支配の本質的性質に関する議論に充てたのは、IBA史上初とされている²³⁾。

(2)「世界正義プロジェクト」(the World Justice Project: WJP)

アメリカ法律家協会(ABA)を中心母体にして、2005年に設立されたWJPは、「国家的および国際的レベルにおける法の支配」の具体化活動を最も精力的にリードする組織の1つである。WJPは主要な活動目標として、(i)法の支配の「主流化」、(ii)包括的な「法の支配指標」(the Rule of Law Index)の構築、(iii)法の支配に関する学際的研究の推進、(iv)法の支配について定期的に議

²²⁾ また、それらの活動には、2005年世界サミット成果文書、2006年国連総会決議等の国連の動向にも影響を与えたものもあるかも知れない。本稿でNGOの動きに注目するのは、今後両者間の相互作用の一端を検証するための準備作業を兼ねていることによる。

²³⁾ 資料として、http:://www.ibanet.org参照(最終アクセス2008年11月3日)。

論する場としての「世界正義フォーラム」(World Justice Forum)の開催を挙げ、 推進している。

例えば、前記(i)に関して、WJPは、法の支配に関する一連の「学際的アウトリーチ会議」を開催し、様々な分野の思考と活動の中で法の支配を「主流化」しようとする。これはWJPのプロジェクト主要目標の一環であり、第1回会議(①2007年2月28日・ワシントンDC)には、法律家、政府機関、公共政策の研究機関、財団、企業・業界団体のほか、教育、技術、環境、労働、メディア、軍事、公衆衛生、宗教など、各界・各分野から90名を超えるリーダーが参加した。そこでは、法の支配指標(後述(ii))の原案も審議された。同会議は、②2007年7月13日(プラハ)、③2007年9月19—20日(シンガポール)で開催された。また、前記(iv)に関しては、2008年7月3—5日、ウィーンで第1回が開催され、同(ii)法の支配指標等が審議された。

そうしたWJPの活動の中で最も注目されるのが、前記(ii)の包括的な「法の支配指標」の策定の試みである。WJPは、アメリカ法曹財団(ABF 1952年設立)、James Heckman、Amartya Senらを中心に、法律学、経済学、政治学等の分野からの研究者チームを組織し、共同体における構成員の機会と平等に対する法の支配の潜在的貢献度を分析するための研究プログラムを実施している。この研究グループは、同じくWJPの支援を受けている、Yash Pal Ghaiらを中心とするもう1つの研究グループ(社会から見放された弱者のための「司法へのアクセス」を促進するための具体的戦略づくりを展開するもの)と相互に情報と成果を交換しながら、法の支配指標の構築を目指している。さらに、WJPは、法の支配指標の開発を目指す別個のグループとも会合をもち、コメントを求めた(例えば、2007年7月のスタンフォード大学・行動科学先進研究センターの会合、2007年11月の専門家ワークショップなど)。

WJPは、「法の支配」を定義づける構成要素として、つぎのような「4つの普遍的原理」を提示する。すなわち、①政府およびその公務員または代理人が法の下で説明責任を負っていること、②法が、公明で、公開され、安定的で、かつ公正であり、人格および財産の安全を含む基本権を保護していること、③

法が立法され、運用され、および執行されるプロセスがアクセス可能で、公正で、かつ効率的であること、および④法が、有能で、独立し、倫理に適い、十分な数が存在し、適切な諸資源をもち、かつその奉仕する共同体の構成を反映した法執行公務員、弁護士または代理人、および裁判官によって支持され、かつ司法へのアクセスが提供されていることである²⁴。

そのうえで、さらに詳細に各国のいわば「法の支配」度を測るための包括的な指標として、「国際的に承認された標準」から抽出された「法の支配指標」(the Rule of Law Index)を策定した $^{25)}$ 。そこには、法の支配についての形式的定義から実体的定義に至るまで、多様な要素が盛り込まれている。WJPによる法の支配指標としては、まずは β (テスト)版(2007年10月24日現在同2.3版)が策定され、2007年秋から5つのパイロット国で試用され、改良が加えられたうえで、第1版が準備され、世界正義フォーラム(2008年7月2日~5日、ウィーン)で審議された。

第1版はβ版(23版)に基本的に依拠しているが、①最も大きな変更点は、法の支配の実体的内容(人格権と財産権を中核とする基本権の保護)に関する旧Ⅲ節を、法の支配の形式的内容(法が公明で、公開され、安定的かつ公正である)²⁶⁾に関する旧Ⅲ節に統合し、いわば実体的定義と形式的定義とを融合したような

²⁴⁾ American Bar Association, International Bar Association, Inter-American Bar Association, Inter-Pacific Bar Association and Union Internationale des Avocats, *The World Justice Project*, 2007, American Bar Association.

²⁵⁾ The World Justice Project, the Rule of Law Index. そのβ (テスト) 版 (2.3版) と第1 版との全訳・対照表として、後掲【資料3】参照。

²⁶⁾後掲【資料3】参照。その結果、第1版では、 Π 「法が公明で、公開され、安定的かつ公正であり、人格(persons)および財産(property)の安全を含む基本権(fundamental rights)を保護している」、 Π 「法が立法され、運用され、および執行される手続がアクセス可能で、公正で、かつ効率的である」とされた。これに対し、 β 版(2.3版)では、 Π 「法が公明で、公開され、かつ安定的であり、それらが立法され、運用され、執行されるプロセスが公正で、効率的で、アクセス可能である」、 Π 「法が人格および財産の安全を含む基本権(fundamental rights)を保護している」とされ、 β 版の Π の中に、第1版の Π の多くの内容が包含されていた。

法の支配の定義に立脚しているようにみられることである。また、その結果、 法の立法、運用および執行に関する第1版のⅢ節が独立することになり(その 多くの内容がβ版IIに包含されていた)、法の支配の実効性の側面をより強調し た形になっていることに注意する必要がある。これは、とりわけ、開発のコン テクストにおける法の支配の動態的構築という観点からは、その有効性につい て、重要な検証要素を含んでいるように思われる。すなわち、法の支配の構築 プロセスにおいては、最もよく強調される政府権力のコントロールとともに、 まずは裁判結果の強制執行を含む、強い政府の確立が必要になるという、しば しばジレンマに陥る「良い政府 |(good government) の2つの側面 (コントロー ル可能であることと強力であること)を同時に考慮に入れ、両者のバランスに留 意しながら、漸進的な制度改革を図るという手法が必須になると考えられるから である 27)。もっとも、第1版が実際にこの点をどの程度考慮に入れたものかは、 現時点ではなお不明である。その他、第1版では、②説明責任等の責任や義務 を負う主体として、「国家」(the state) という表現の代わりに「政府およびそ の公務員または代理人 | の用語が用いられている。また、③「社会的地位 | の 意味がより具体的に説明されている。しかしまた、④環境権のように実体権と して法理上内容がまだ明確化されていない権利は基本権のカタログから削除さ れている。

WJPによる法の支配指標・第1版は、現在、アルゼンチン、オーストラリア、コロンビア、スペイン、スウェーデン、アメリカの6か国でパイロット・テスト中である。その後、2009年にはこれにリベリア、モロッコを加えた8カ国、2010年にはそれにボツワナ、クロアチア、エジプト、エストニア、グルジア、マレーシア、メキシコ、ネパール、ノルウェー、パプアニューギニア、パラグ

²⁷⁾ 筆者はこれを「法の支配改革へのバランスに配慮した漸進的アプローチ」(the incremental and balanced approach to the rule-of-law reform) と呼んでいる。Hiroshi Matsuo, "The Rule of Law and Economic Development: a Cause or a Result?," in: Yoshiharu Matsuura (ed.), *The Role of Law in Development, Past, Present and Future*, CALE Books 2, Nagoya University, 2005, p. 65.

アイ、フィリピン、スリランカ、タンザニア、ウクライナ、ベトナムを加えた24か国に、そして2011年末までには100か国に拡大する計画である²⁸⁾。

WJPの法の支配指標は、法の支配を定義づける前記枠組みに基づき、具体的なデータ・ソースの獲得方法としては、①一般世論調査(各国の主要な世論調査会社に依頼し、各国の最大の都市において、1か国1000人のサンプルを収集する)、および②専門家への質問表による調査(各国における民・商法、刑事司法、労働法および公衆衛生の専門家に依頼し、自由回答式および選択回答式の双方を含む質問表による)によるものとしている。これらを2大ソースとし、付加的に既存のクロス-カントリーのデータ・ソース等の利用も想定している。

この指標は、法の支配についての初めての定量的指標として、1) 政府の指導者および政策担当者、2) 市民社会、3) 各国のまたは国際的なビジネス・リーダー、4) 学者・研究者等による利用が想定されている。

(3) ハーグ法国際化機構 (HiiL)

以上のようないわばアメリカ主導の動きに対し、ヨーロッパでも法の支配へ の積極的な取組みがみられる。

HiiL(the Hague Institute for Internationalization of Law)は、2005年9月、オランダ政府等の財政的支援を受けつつ、前記世界サミットと期を同じくして設立され、国境を越えて相互連結を深める社会における国内法の国際化(internationalization of national law)の方策を探ることを目的に、研究および実践活動を開始した。その中には、(i)「将来の法シリーズ」(the Law of the Future Series)に関する年次会議、(ii)「法の支配ネットワーク会議」(the Rule of Law Network Meeting)などが含まれている²⁹⁾。

²⁸⁾ Mark David Agrast, Juan Carlos Botero, Claudia Dumas and Alejandro Ponce-Rodríguez, Rule of Law Index Version 1.0, the World Justice Project, October, 2008. 本資料は、Mr. Juan Carolos Boteroから提供していただいた。記して謝意を表する。

²⁹⁾ 筆者も、(i) の2回の会議、(ii) の第3回会議にネットワーク・メンバーとして参加している。HiiLの活動の概要については、http://www.hiil.org参照。

- (i)「将来の法シリーズ」は、法の支配を拡大・浸透させる実践的戦略を練ることを目的に、すでに第1回「首尾一貫した実効的な法の支配のプログラムと戦略の構築のための一層の概念化と実践的進歩」(2007年10月26~27日、ハーグ平和宮・アカデミー棟)、第2回「国際化する世界において変化する最高裁判所の役割」(2008年10月23日~24日、同上)が開催され、世界各国・多様な機関の参加者により、法の支配の意義や実現方法をめぐり、理論的・実践的な観点からきわめて密度の濃い議論が交わされた。
- ①第1回会議には、国連副事務総長事務局の法の支配支援ユニット、国連開発計画、世界銀行、国際法発展機構(IDLO)、国際法整備支援協会、フリーダム・ハウス、オープン・ソサイエティ・正義イニシャティブ、IBA、ABA、ヨーロッパ理事会、アメリカ平和機構、「法の支配と高潔さの発展のためのアラブ・センター」、アンデス民主主義機構、ハンガリー公益法協会、スリランカ国家法律家委員会など、法整備支援に関与する諸機関の代表者のほか、各国の大学関係者が参加した。そして、法の支配が今や世界政治の主要な優先事項になっているとの基本認識に基づき、4つのワークショップを開催した。

ワークショップ1では、法の支配の概念の定義ないし意味の明確化 (「薄いまたは手続的な捉え方」と「厚いまたは実体的な捉え方」)、法の支配を推進するための諸政策と諸活動の共通目標、法の支配と経済発展・貧困削減・人権・民主主義・合法的な政府の構築・国際的規範の実現との関係が議論された。

ワークショップ2では、いわゆる「法の支配市場」の創設・性質・メンテナンスの可能性と必要性、個々の法の支配プロジェクトに関する情報の交換による調整・効率性・透明性の向上、数多くの法の支配プロジェクトの仮想的焦点となりうる「法の支配ハブ」(the rule of law hub)の創設の必要性、既存の試みとしての法の支配推進国際ネットワーク(the International Network to Promote the Rule of Law: INPROL)、国際法発展機構(the International Development Law Organization: IDLO)の分析、HiiL・IBA・IDLO・INPROLがそれぞれ管理する既存のウェブ・ベースの法の支配情報を相互に連結させ、どこか1箇所からすべてのデータベースにアクセスできるようなウェブ・ベースのハブを構築す

るための第1歩を踏み出すことの合意が行われた。

ワークショップ3では、各国に特有の状況下で法の支配をどのように実現するか、とくにその順序づけ、法文化の考慮の仕方、法の支配増進の正当性などが議論された。その際には、単純化された杓子定規の解決方法は回避されるべきであるが、各国に特有の状況が必ずしも特有の解決方法を必要とするとは限らないこと、法の支配増進プロジェクトを開始する前において主要な利害関係人がそれを受容し、オーナーシップをもち、合法性に対する迷いのない公約をしていることが決定的に重要であることが確認された。

ワークショップ4では、法の支配の測定方法が探究された。とりわけ、既存の法の支配指標として、フリーダム・ハウス、WJP、ヨーロッパ理事会 CEPEJ、世界銀行、HiiL/ティルブルグ大学によって推進されている測定システムを題材にして、集中的な検討が行われ、どのようにして相互に有益な補完を行い、より実効的な法の支配の増進に寄与することが可能かが議論された。

②第2回会議では、第1回会議への参加機関・参加者に加え、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、インド、ノルウェー、フランス、ニュージーランド、ウガンダ、南アフリカ等から、各国の最上級裁判所、憲法裁判所の判事等も参加し、これに行政官、法学者が加わり、各国の最上級審裁判所による相互の判例の引用等を通じた判例(法)レベルでの国内法の国際化の可能性と問題点等が検討された。

ワークショップ1では、今日の国際化する世界において法的一体性 (legal unity) を維持するうえで最上級審裁判所が果たしている役割は何か、とくに「同様のケースは同様に扱う」ことによる法的一体性を要請する実践的・理論的根拠は何かが議論された。

ワークショップ2では、権力分立はグローバル化する世界において緊急を要する問題に対して司法部がうまく対処するための正統性の維持手段となっているか、それとも司法部の国際化はそうした正統性を繋ぎ止めるための付加的なまたは新たなパラダイムの発見を求めているかが論じられた。

ワークショップ3では、国家の裁判所が国境を越えた司法に関与するために

はどのような方法があるか、どのようなプロセス、メカニズム、実践が存在するか、そして、これらのプロセス、メカニズムおよび実践がどのように発展し うるかにつき、より実務的な観点からの分析が行われた。

現在、法整備支援の現場では、(a) 法典編纂を通じた制定法レベルでの国家 法の共通化を中心に、それを解釈・適用する裁判官等の法曹養成を付加的に支 援する大陸法的アプローチと、(b) 司法部(裁判所)の確立および裁判官の訓練・ 腐敗防止による判例法形成メカニズムの共通化を中心に、それを個別の制定法 で補充するコモン・ロー的アプローチが混交しており、しばしば異なる方法の 衝突や、それに起因する支援が矛盾するなどの問題を生じさせている。日本の 法整備支援においては、どちらかといえば法整備支援を受容し、かつ提供した 経験の中で、基本的に採用されてきた大陸法的アプローチにより馴染んでいる かもしれないが、それだけにもう一つのコモン・ロー的アプローチにも十分な 理解が必要である。なぜなら、今や大陸法的アプローチにおいては、理論的に 純化される傾向にある継受法と国有法とのギャップを埋めるためにも、判例法 の実質的形成や機能を無視することができない一方で、英米法的アプローチで も制定法の比重が増大し、各種制定法間の矛盾のない、統一的立法も求められ つつある。そうであるとすれば、両アプローチは次第に接近してくる可能性も あり300、この双方のルートで進みつつある国家法の国際化の進展度や問題点を 引き続き注視する必要がある。

(ii)「法の支配ネットワーク会議」に関する活動としては、2006年4月、2007年4月、2008年4月と3回の国際会議が開催され(いずれもハーグ)、国際機関・各国政府・他のNGO等とのネットワークの拡大および緊密化を積極的に図っている点に特色がある 31 。

³⁰⁾ Hiroshi Matsuo, "Reception of Law and Civil Law Tradition," in: Günther Doeker-Mach and Klaus A. Ziegert (eds.), *Law, Legal Culture and Politics in the Twenty First Century*, 2004, Franz Steiner Verlag, pp. 87-88.

³¹⁾ 次回は2009年4月、キト (エクアドル) で開催予定。

(4) 法の支配の理論と実践に関する継続的な情報交換のためのフォーラムの設定

- ①「法の支配推進国際ネットワーク」(International Network to Promote the Rule of Law: INPROL)は、アメリカ平和機構(the United States Institute of Peace)によって運営されている。それは、紛争後平和構築における法の支配の確立をはじめとする法の支配プロジェクトについてのデジタル・ライブラリーなど、ウェブ・ベースの情報提供を行っている。
- ②国際法発展機構(IDLO)も法の支配ディレクトリーを新たに創設し、運用を始めている。

(5) 法の支配に関する新たな行動計画の実践

HiiL (前述 (3))の会期中、「小さな正義の行動計画」 (Microjustice Initiative: MJI) の活動が公式に開始された (2007年10月26日)。 MJIは学生を中心に、すでにボリビアにおいて、複雑な家族財産をめぐる紛争を解決するための支援活動等を行っている³²⁾。

(6) 法の支配の測定指標の開発

法の支配の測定指標に関しては、先に紹介したWJPのほか、フリーダム・ハウス、ヨーロッパ理事会・司法効率化委員会(CEPEJ)、世界銀行、HiiL / ティルブルグ大学などが分析・開発を進めており、相互に補完的かつ啓発的な刺激を与え合いながら、より包括的で長期的な視野も取り込んだ法の支配指標が探求されている。ここでは、少なくとも現段階では、どこの指標に統合するかという問題意識ではなく、相互に良い意味での競争と協力を行うという暗黙の合意の下に、それぞれが法の指標の開発を推進している状況であるように見受けられる。

³²⁾ MJIの活動に関しては、http://www.microjustice.org参照。

6. 法の支配をめぐる国際的動向の含意

(1) 地球的統治の前提条件としての国内における法の支配の必要性

国際的議論の場で法の支配を主流化させようとする前記の動向には、ある意味でそれを必然的に要請するような背景事情ないし前提状況があったように思われる。第1に、アジア、アメリカにおける金融危機とその拡大、アフリカ、中東、アメリカ、ヨーロッパにおけるテロとその拡大等を通じて徐々に認識されてきたように、国内における法秩序の未整備は国境を越えて、投資や金融の不安定、貿易の不均衡等による経済的な危機や停滞、環境破壊、様々な人権侵害行為や平和の破壊といった国際的影響を容易にもたらしうる32a)。今や世界各国は利益を増大するためにも不利益を削減するためにも相互依存をますます深めている。そのような中で、国際的な秩序や平和を再構築する地球的統治(global governance)の手段として、国内的および国際的レベルにおける法の支配の進展への協力を通じた「グローバルな法的インフラストラクチャー」づくりが不可欠であることは、自明の理となりつつある33)。

(2) 法化社会の拡大・深化への対応

第2に、法の支配への国際的関心が増大しているもう一つの背景として、国際関係およびますます多くの国家の内部で「法化(社会)」現象が進んでおり、各国間に共通の関心事として、かかる法化現象の進行と密接に関連している法律家のあり方が一層注目されてきていることも挙げられよう³⁴⁾。これと関連して重要な点は、法の支配の「法」の中味として、人権、通商、環境などの国際的ないし地球規模的問題に関する国際ルールだけでなく、民法、商法といった基本的な市民法(国家法)の重要性が認識されてきており、各国の国家法のあ

³²a) 前掲注9引用の国連事務総長による報告書参照。

³³⁾ Joseph E. Stiglitz, "The Future of Global Governance," in Narcís Serra and Joseph E. Stiglitz (eds.), *The Washington Consensus Reconsidered: Towards a New Global Governance*, Oxford University Press, 2008, pp. 309-323, esp. 321-322.

り方が国際的関心を呼びつつあるように思われることである。この意味では、 先進国・途上国を問わず、《国家法の国際化》(internationalization of national law) が問題になりつつある。

もっとも、この動向に対して注意が必要なのは、法化現象が企業や富裕層をますます豊かにし、経済格差を急速に拡大する傾向を強くもつことである。すでに、「法化」の中にも法曹過疎地域への弁護士の派遣等、司法へのアクセスの充実が含意されていることは、この観点から注目すべきである。WJPによる研究プログラムも、法の支配と社会的利益との関係を分析するグループと並んで、弱者のための「司法へのアクセス」を研究する第2グループが創設されていることは、留意されてよい。契約書の作成、契約の成立や内容や効果をめぐる争い、損害賠償をめぐる争い、ローン破産、離婚事件、相隣関係等々、市民にとってごく身近な問題においても、多様な個性をもつ市民が誰でも、いつでも、どこでもアクセス可能な法による権利救済が求められており、そのような卑近なレベルでの法の支配へのアクセスは、豊富で使いやすい法情報、政府やNGOのサービス、最も身近にあって信頼できる法律家等を通じて実現可能であろう350。しかも、こうしたいわば最基層レベルでの法の支配は、いわゆる先進国よりも途上国においてこそ一層深刻である。

(3) 法整備協力に関する調整機能の模索

第3に、各国政府、NGO等が多様な利害関心に基づき、様々な国・地域で、 分散した形で行っている数多くの法整備協力プロジェクトには、①分野・内容

³⁴⁾権利・義務・正義・法などの法的言語および法的思考に従って行われるコミュニケーションの増大は、法化(legalization, juridification)と呼ばれる。権利・利益に対する法的保護や人間関係の権利・義務関係化の拡大、裁判・その他の法制度の利用増大、法律サービスや情報の提供拡大、法制度の運営への参加機会増大等がある。日本法社会学会編『「法化」社会のゆくえ(法社会学67号)』(有斐閣、2007)参照。また、法実務におけるミクロな動向の一端に関し、例えば、「『法化社会』の先頭走者|日本経済新聞2008年1月1日参照。

³⁵⁾ 安田 (本間) 佳子「民衆の幸福のために不可欠な法律家の養成」名古屋大学CALE News 20号 (2006) 17頁参照。

の重複・矛盾・欠缺、②法整備の順序やペースの調整不足による非効率、③経験の分散的蓄積による非効率等の問題が生じている。このような中で、どこかの機関が調整機能を果たし、限られた人的・物的リソースを最大限有効に活用しながら、法整備および法の支配をより着実に推進する必要性があること自体については、様々な法整備協力主体の間でも認識が共有されつつあるように思われる。しかしながら、実際にはそうした調整役を果たしうるものとして、どの主体も参加と意思表明の機会を確保しつつ、納得して信頼を託すに値する機関がいまだ見出されていないのが現在の実情ではないだろうか。

従来、国連機関の中で、法整備協力に積極的にコミットしてきたものとして 国連開発計画 (UNDP) があるが、その予算と人員は比較的限られている。他方、 予算的にも人材としても遥かに規模の大きい世界銀行 (WB) グループ等の国 際金融機関は、その憲章上の制約や本来的な職務の性質上、市場化関連の法整 備を超えて、一国のあるべき法秩序の構築プランを包括的・長期的に策定する という観点からは、自ずから限界があるといわざるをえない。その結果、(i) 市場化の領域は国際金融機関に、(ii) 議会制度や選挙制度の改革は、国連開 発計画等に主として委ねられるといった形で、大まかな役割分担が、事実上形 成されてきたように思われる。

そうした中で、どこか1つの機関が強力なイニシャティブをとるというよりも、様々な国・地域、分野、方法等によって法整備協力プロジェクトを推進する関連機関が幅広く参加し、対等に議論しながら、長期的で包括的な法整備のプランを策定して、その一環として1つひとつのプロジェクトを推進し、その経験を蓄積・共有して、次のプロジェクトに活かすことをシステムとして可能にするような調整機関のあり方が模索されているように思われる。多様な主体による法整備協力の活動に関する、より使いやすいポータルサイトの整備の試みは、その第1歩と位置づけることもできよう。また、前述したWJP(の提唱するWorld Justice Forum)、HiiL等の活動には、法整備協力における国際的統治の方法としての調整機能の模索が見出されるように思われる。いずれにせよ、そこでは良い意味での競争と協力が不可欠である。

(4) 法の支配の国際的動向を踏まえた法整備協力戦略の模索と展望

日本の政府、NGO等による法整備協力においても、こうした国際的動向にどのような形で対応し、コミットしてゆくべきかを、その基本戦略の策定における重要な考慮要因として検討すべき段階にきているように思われる。具体的には、①国連総会(副事務総長)事務局の法の支配支援ユニット等の関連機関へのアクセスと情報の獲得、②日本の様々な機関による法整備協力の実績に関する情報の整理と提供、③法の支配に関する国際的フォーラムへの参加などが考えられる。いずれにせよ、今後の法整備協力の方向性としては、先進国・途上国を問わず、潜在的需要に比してきわめて限られた人的・物的リソースを最大限に有効活用できるような法整備協力主体間の国際的統治システムを構築し、各国の法制度の成立と運用に関するきわめて多様なパターンと経験を蓄積・活用しながら、各国内でのより良い法秩序形成を進めることに向かうべきであろう。そのためのネットワークの構築が法整備協力の中心内容を形づくってゆくのではないだろうか。

しかしまた、そうした実践と並んで、軽視されてはならない活動が、法の支配の意義と構築方法に関する理論的探求である。すなわち、法整備協力に関与する各主体が、①法の支配をどのように定義し、②人権や民主主義との関連性をどのように捉えるか、さらに、③それをどのようなプロセス(優先順位とペースの問題を含む)を経て構築しうるか、そのプログラム化の方法にまで踏み込んだ理論分析が求められている。

こうした理論面でいえば、法の支配をめぐる現在の国際的動向は、まだその 基盤を固めるに至っていないことは、以上の概観からも明らかであろう。現在 の国際的動向の特色は、法の支配の中味をあえてブラック・ボックスにしたま まで、法の支配そのものの意義を文字どおり手探りで模索し、その重要性を確 認しながら、同時にそれが法整備の共通目標であるとの認識を徐々に拡大し、 その浸透を図ろうとしていることにある。それはあたかも品質が十分に確認さ れていない商品を売り出すに等しく、法の支配という言葉だけが一人歩きを始 めた感も否めず、それは理論が実践に追い着いていないことの一つの表れとい うこともできよう。このような状況の中で、法の支配の理論的探求を進める際 には、《法の支配とは何か》をただそれ自体として問いかけ、その本質を議論 するという、従来の静態的視点だけでは不十分であり、《法の支配をどのよう に構築するか》という動態的視点も同時に必要である。なぜなら、《法の支配 が成り立つような実定法と執行システムを整え、運営することができるのは、 法によって縛られるべき政府自身にほかならない》からであり、法整備支援で はそうした政府の構築プロセスから法の支配を考えなければならないからであ る。このように、法の支配は「良い政府 | (good government) の構築プロセス と併せて考える必要がある。その際には、法の支配をより柔軟に、段階的なプ ロセスとして、動態的に捉えることができる可能性も出てくる。こうした法の 支配概念の柔軟化・段階化は、法の支配を人権や民主主義と一応区別して捉え、 また、それが「良い統治」に通じる道であるとの認識を浸透させつつある現在 の国際的動向(前述2~4参照)にも反するものではないであろう。このよう な意味での法の支配は、日本のODA大綱が国際協力の目的として掲げる「良 い統治」(good governance) の構築の一環として、日本の法整備支援の基本方 針においても、まさに整合的に位置づけることができるのではないだろうか。

法の支配へのこのようなアプローチは、アジア諸国をはじめとする途上国への(法整備)支援に不可欠の視点であると考えられる。そして、日本がこれまでに受けた法整備支援と実施した法整備支援という両者の経験を十分に活かして、日本独自の視点ないしスタンスとして、法の支配の意義・重要性・構築方法に関するこうした基本認識を、日本のODA大綱をはじめとする国際開発協力政策のグランド・デザインの中に明確に位置づけ、法整備協力の基本戦略の策定に合わせて、より積極的に提示する必要がある。

また、とりわけ司法秩序が不安定な状態から出発しなければならない途上国においては、法の支配の要素として、基本法分野の法典編纂(codification)の有用性を本格的に検証する必要がある。この点については、あらためて論じることにする³⁶⁾。

いずれにせよ、世界各国において、国内関係と国際関係の双方のレベルから、国内外の様々な関係当事者や機関により、多様な分野と方法によって推進される、法の支配の実現へ向けてのいわば多次元的(multidimensional)なアプローチが徐々に広まりつつあるように思われる。それは、今展望可能な平和的国際秩序としての地球的統治(global governance)のこうした動きをより意識的に捉え、ネットワークを緊密化させ、かつ拡大してゆくことへの働きかけにより、誰でも、いつでも、どこにおいても法の支配による権利救済による安心を得られるような《法の支配ユビキタス社会》への革新的な運動へのきっかけをわれわれは摑むことができるであろうか³⁷⁾。けっして楽観はできないが、その契機が見え隠れしているように思われてならない。

³⁶⁾ Hiroshi Matsuo, "The Use of Codification and Piecemeal Legislation for the Rule of Law Promotion: Lessons of the Legal Cooperation Projects in East Asian Countries," paper presented at the Third Meeting of the Hague Rule of Law Network, 17 and 18 April, Lange Voorhout 44, The Hague, Netherland.

³⁷⁾ それはたんに法が蔓延した社会とは異なり、規範理論に則り、各人の所有権、人格権等の基本的権利が確実に保護されるという意味での法の支配へと、容易に、安価にアクセスできる社会である。

【資料 1 】 国際連合総会 A/RES/61/39*

配布:総会/2006年12月18日

第61会期/議題80

総会採択決議

「第6委員会の報告書(A/61/456)に基づく]

61 / 39. 国家的および国際的レベルにおける法の支配

国連総会は、

より平和的で繁栄し正義に満ちた世界に欠くことのできない基盤である、国連憲 章および国際法の諸目的と諸原理の公約を再確認し、かつそれらに対する厳格な尊 重意識を育成し、正当で永続的な平和を世界中に確立する旨の決定を繰り返し、

人権、法の支配および民主主義は内的に連結し、相互に強め合うものであり、そ れらが普遍的で分割できない中核価値および国連の基本原理に属することを再確認 し、

さらに、正義の諸原理と相俟って、諸国家の平和的共存と協力にとって本質的な ものである、国家的および国際的両レベルにおける法の支配の普遍的な厳守ならび に実現、および法の支配ならびに国際法に基づく国際秩序の厳粛な公約の必要性を 再確認し、

国家的および国際的レベルにおける法の支配の前進が、持続的経済成長、持続可 能な発展、貧困と飢餓の撲滅、すべての人権と基本的自由の保護にとって本質的な ものであることを確信し、集団的安全保障が、超国家的脅威に対して、国連憲章と 国際法に従った実効的な協力に依存することを承認しつつ、

国際関係においては国連の諸目的と諸原理に相容れないあらゆる方法で行われる 脅威または力の行使を差し控え、国際的な平和と安全ならびに正義が危険に曝され ないような仕方で、平和的手段によって国際紛争を解決すべき、すべての国家の義 務を再確認し、そのように行動していない諸国家に対しては国際司法裁判所の規則 に従った同裁判所の管轄権を受け入れることを熟考するよう要求しつつ、

国家的ならびに国際的レベルにおける法の支配、および正義ならびに良い統治の 増進と尊重が、国連およびその加盟国の行動を指導すべきことを確信して、

- 1. 事務総長に対し、本決議で提示された諸問題に関する加盟国の見解を探求し、 それに関して第62会期に報告書を提出するよう求め、
 - 2. また、事務総長に対し、国家的および国際的レベルにおける法の支配を増進

^{*} 松尾訳。強調は原文イタリック、下線は引用者による。

することに献身している、国連システムの枠内における様々な機関、団体、事務所、 官庁、基金およびプログラムの現在の活動についての目録を準備して第63会期に提 出し、そして、それについての中間報告を総会に提出して、その第62会期で審議で きるようにすることを求め、

- 3. さらに、事務総長に対し、加盟国の諸見解を探求した後に、第63会期において、前述第2節に従って準備されるべき目録に載せられた諸活動を強化および調整するための方法と手段を明らかにした報告書を、とりわけ国家的および国際的レベルにおける法の支配を増進する能力を構築するために諸国家によって要求されうる支援の有効性に格別に留意しながら、準備し、提出することを求め、
- 4. 事務総長に対し、優先的に取り組むべき事項として、2005年世界サミットの成果 1 の134節 (e) に適合する形で、事務総局内における法の支配の支援ユニットを設立することに関する報告書を提出するよう推奨し、
- 5. 第62会期の暫定的議題に「国家的および国際的レベルにおける法の支配」と 題された項目を含めることを決定し、また、第6委員会に対し、第62会期およびそれ以降の会期における加盟国への助言として、全体としての項目の審議に偏りを生じさせない範囲で、毎年1つまたは2つのサブ・トピックを取り上げ、その後に続く会期における集中的議論を促進することを推奨する。

第64回総会 2006年12月4日

¹⁾ 決議60/1を見よ。 [原文注1]

【資料2】第60回国連総会首脳会合(世界サミット)成果文書(2005年9月16日)*

Ⅳ. 人権と法の支配

119. 我々は、すべての人権、法の支配及び民主主義を積極的に保護・促進するよう再びコミットし、それらは関連し合い、相互に補強し、普遍的で不可分な国連の中核である価値や原則に属することを認識し、それぞれの権限に従って、人権と基本的自由を促進するよう、国連全体に対して要請する。

120. 我々は、国連憲章、世界人権宣言及び人権や国際法に関するその他の仕組みに従って、万人のすべての人権と基本的自由の普遍的な尊重及び遵守・保護を促進する義務を果たすという各国の厳粛なコミットメントを再確認する。これらの権利および自由の普遍性に疑いはない。

人権

121. 我々は、すべての人権は普遍的、不可分、相互関連的、相互依存的かつ相互に補強し合うものであり、また、すべての人権は公正かつ平等な方法で、同じ基盤のもと、同じ重要性を持って扱われなければならないことを再確認する。国家や地域の特性や多様な歴史的、文化的及び宗教的背景の重要性に留意しつつ、すべての加盟国は、政治的、経済的、文化的システムにかかわりなく、すべての人権及び基本的自由を促進及び保護する義務を有する。

122. 我々は、国連憲章にしたがい、すべての加盟国が、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国家的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位により差別することなく、すべての者の人権及び基本的自由を尊重する責任を持つことを強調する。

123. 我々はさらに、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的、及び発展の権利を含むすべての人権のすべての者による効果的な享受の確保を目的として、国連の人権機関が強化されることを決意する。

124. 我々は、国連人権高等弁務官の行動計画に留意し、国際社会が直面している幅広い人権問題、特に技術協力やキャパシティ・ビルディングの分野に関し対応するために効果的にマンデートを実施することを可能とするために、国連人権高等弁務官事務所の強化を決定する。このため、通常予算と任意拠出金のバランスを漸進的にとっていくとの視点のもとで、今後5年間に国連人権高等弁務官事務所の通常予算を2倍にする。その際には、発展途上国のための優先度の高い他のプログラム

^{*} 外務省(仮訳)の抄録。下線は引用者による。

に留意し、幅広い地域的背景や性別のバランスに基づいた有能なスタッフを通常予算内で雇用し、総会、経済社会理事会及び安全保障理事会を含む、すべての関係国連機関とのより緊密な協力を支持する。

125. 我々は、より時宜を得た報告、改善及び合理化された報告手続、報告能力の拡大のための加盟国に対する技術支援、並びに人権条約体の勧告実施の更なる強化を含む人権条約体の有効性の向上を決意する。

126. 我々は、国家政策に人権促進及び保護を統合し、国連システムにおける更なる人権の主流化、及び国連人権高等弁務官事務所とすべての関係国連機関とのより緊密な協力を支持することを決意する。

127. 我々は、協議及び協力を通じたものを含め、地方、国家、地域及び国際的なレベルにおける世界の先住民の人権の前進に関して進展を継続し、また、国連先住民権利宣言の最終草案を可能な限り早期に採択するために提出する決意を再確認する。

128. 我々は、女性及び児童の人権に特別の注意を払う必要性を認め、人権アジェンダにジェンダーや児童の保護の視点を取り入れることを含め、あらゆる可能な方法により女性及び児童の地位の向上に着手する。

129. 我々は、障害者が差別なしに自らの権利を最大限に享受することを保障する必要性を認識する。我々はまた、障害者権利条約の包括的な草案を仕上げる必要性を確認する。

130. 我々は、民族的、宗教的及び言語的少数派に属する人々の権利の促進と保護が、政治的及び社会的安定並びに平和に寄与し、文化的多様性及び社会の遺産を豊かにするということに留意する。

131. 我々は、適当な場合には人権教育のための世界計画の実施を通じたものも含むあらゆるレベルにおける人権教育及び学習の促進を支持し、それに関してイニシアティブを発展させることをすべての加盟国に慫慂する。

法の支配

- 134. 国内及び国際双方のレベルにおける法の支配の普遍的な堅持及びその実施の必要性を認識し、我々は、
- (a) 国連憲章の目的及び原則及び国際法並びに平和的共存や国家間協力に不可欠である法の支配及び国際法に基づく国際秩序に対する我々のコミットメントを再認識する。
 - (b) 年間定例条約行事を支持する。
 - (c) 文民の保護に関する全ての条約に参加することを未だ検討していない国家に

はこれを慫慂する。

- (d) 各国に対し、女性を差別する政策や慣習を根絶する努力を続け、法律を可決し、女性の権利を保護する慣習を促進し、またジェンダー平等を促進するよう各国に要請する。
- (e) 技術支援やキャパシティ・ビルディングを通じて、法の支配を促進する国連の活動を強化するために、事務総長が総会に提出した報告書を前提として、現存する関連手続きに従って、<u>事務局内に法の支配支援ユニットを設置する構想</u>を支持する。
- (f) 国家間紛争を裁く国連の主要な司法機関である国際司法裁判所の重要な役割と その業績の重要性を認識し、まだ国際司法裁判所の管轄を受け入れていない国家に 対してはそれを検討し、自由意思に基づく国際司法裁判所を通じた事務総長の紛争 解決における国家補助のための信託基金を支持する等により国際司法裁判所の業務 を強化する手段を検討するよう呼びかける。

民主主義

135. 我々は、民主主義は政治、経済、社会、文化制度や人生のあらゆる局面での完全な関与を決定するために人々が自由に表現した意思に基づく普遍的な価値であることを再確認する。我々は、民主主義が共通の特徴を有している一方で、民主主義のモデルは一つではなく、民主主義はどの国にも地域にも属さないことを再確認し、主権に対する十分な尊重の必要性と民族自決の権利を再確認する。我々は、民主主義、開発及びあらゆる人権や基本的自由の尊重は相互に依存し合い相互に補強し合うことを強調する。

136. 我々は、民主主義の原則や習慣を履行する国家の能力を強化することによって民主主義を支持するというコミットメントを新たにし、国連が加盟国の要請に応えるための能力を強化するよう決意する。我々は国連の民主主義基金の設立を歓迎する。設立される諮問委員会は多様な地理的代表性を反映すべきであるということを表明する。我々は、民主主義基金の実務処理の際にこの分野における国連の他の活動を確実に考慮するために事務総長に援助を求める。

137. 我々は、関心のある加盟国に対してこの基金への拠出を真剣に検討するよう求める。

【資料3】WJP「法の支配指標」(松尾訳。[]内は訳者による補充)*

β版 (2.3 版。2007 年 10 月 24 日)

- I. 国家および国家公務員が法の下で 説明責任を負っている。
- 1. 国家および国家公務員の権限が、 成文または不文にかかわらず、憲法ま たはその他の基本法によって定義され、 制限されている。
- 1.1 国家および国家公務員が支持するよう義務づけられている基本法により、国家の権限が定義され、かつ制限されている。
- 1.2 その基本法は、それが明記する 方法によってのみ修正され、または停止されうる。
- 2. 国家および国家公務員の権限が、 政府または非政府組織の点検によって 制限されている。
- 2.1 基本法が、諸権限を国家の諸機 関に分配し、それによって各機関が〔相 互に〕抑制されることを確保している。
- 2.2 基本法が、法の執行および軍隊 に対する文民統制を規定している。
 - 2.3 国家が、国家公務員の行為を審

第1版(2008年7月3日)

- I. 政府およびその公務員ならびに代理人が法の下で説明責任を負っている。
- 1. 政府およびその公務員ならびに 代理人の権限が、成文または不文にか かわらず、憲法またはその他の基本法 によって定義され、制限されている。
- 1.1 政府およびその公務員ならびに 代理人が支持するよう義務づけられて いる基本法により、政府の権限が定義 され、かつ制限されている。
- 1.2 基本法は、それが明記する方法 によってのみ修正され、または停止さ れうる。
- 2. 政府およびその公務員ならびに 代理人の権限が、政府および非政府組 織のチェックによって制限されている。
- 2.1 基本法が、政府の諸機関が〔相 互に〕チェックの下に置かれるように 確保する方法で、諸機関に権限を分配 している。
- 2.2 基本法が、法の執行および軍隊 に対する文民統制を規定している。
 - 2.3 政府が、その公務員ならびに代

^{*} 本邦訳は、2008年7月3日、世界正義フォーラム(the World Justice Forum)(2008年7月2日~5日、ウィーン)に提示されたものの全訳である。原文は、Mark David Agrast, Juan Carlos Botero, Alejandro Ponce-Rodríguez and Claudia Dumas, *The World Justice Project, Rule of Law Index: Measuring Adherence to the Rule of Law around the World*, Presented at the World Justice Forum, Vienna, Austria, 3 July 2008(http://www.lexisnexis.com/documents/pdf/20080828015427_large.pdf) の巻末資料による。

査する形式的手続をもっている。

- 2.4 国家が、メディアおよび公衆から求められた公式情報を、プライバシー、安全保障または営業秘密を保護するための厳格な例外の下に提供している。
- 3. 国家が、加盟している国際合意 および国際慣習法によって拘束されて いる。
- 3.1 国家が、その管轄権内の自然人 および法人に関して、国際法の下でそ の義務を履行している。
- 3.2 国家が、他の国家およびそれらの国民との関係を保ち、加盟している国際合意および国際慣習法に従って国際紛争を解決することを志向している。
- 4. 国家および国家公務員(ならびにその代理人)が法に服している。
- 4.1 国家公務員(およびその代理人)が職務上の違法行為(私的利益のための職権濫用を含む)、権限逸脱行為およびその他の違法行為に対して説明責任を負っている。
- 4.2 国家公務員が法律によって要求 された職務を履行すること、または違 法な職務行為を差し控えることを強制 されうる。
- 4.3 国家公務員およびその代理人が 職務行為(その任期後に行われた行為 を含む)の標準の下でサンクションを 受けうる。
 - 4.4 国家公務員が公明な調達および

- 理人の行為を審査するための公式の手 続をもっている。
- 2.4 政府が、法によって定義された 厳格かつ十分に正当化される例外の下 で、メディアおよび公衆に対して最新 かつ正確な情報を提供している。
- 3. 政府が、加盟している国際合意 および国際慣習法によって拘束されて いる。
- 3.1 政府が、その管轄権内の自然人 および法人に関して、国際法の下でそ の義務を履行している。
- 3.2 政府が、他国の政府およびそれらの国民との関係を保ち、加盟している国際合意および国際慣習法に従って国際紛争を解決することを志向している。
- 4. 政府およびその公務員ならびに 代理人が法に服している。
- 4.1 政府の公務員および代理人が、 私的利益のための職権濫用を含む、職 務上の違法行為、権限逸脱行為および その他の違法行為に対して説明責任を 負っている。
- 4.2 政府の公務員および代理人が法律によって要求された職務を履行すること、または違法な職務行為を差し控えることを強制されうる。
- 4.3 政府の公務員および代理人が、職務行為(その任期後に行われた行為を含む)の標準に照らして、サンクションを受けうる。
- 4.4 政府の公務員および代理人が公

私有化の手続に従い、その決定が公衆 の獲得しうる証拠によって支えられて いる。[注:この要素の重要性は、注目 を引き付けるために、取り出すに値す るか?]

- 4.5 公務員の違法行為を通報する国家の被用者、メディアの構成員および私人が報復から保護されている。
- II. 法が公明で、公開され、かつ安定的であり、それらが立法され、運用され、執行されるプロセスが公正で、効率的で、アクセス可能である。
- 5. 法が公明 (clear) で、公開され (publicized)、かつ安定的 (stable) である。
 - 5.1 法が公明である。
- 5.2 法および立法府ならびに行政府の行為の編集物が公開されており、更新され、すべての公式言語によって利用可能であり、視覚および聴覚に障害のある者によってもアクセス可能な形式で広くアクセスできるようになっている。
- 5.3 法律が十分に安定的であり、それによって公衆がどの行為が許容され、どの行為が禁止されているかを確認できるようになっており、秘密裏にまたは行政命令によって修正されたり、脱法されたりすることがない。

明な調達、強制収用、私有化および国 有化の手続に従い、その決定が公衆に よって合理的な時間内に合理的な費用 で獲得しうる証拠によって根拠づけら れている。

- 4.5 公務員の違法行為を通報する政府の公務員および代理人、メディアの構成員および私人が、報復から保護されている。
- II. 法が公明で、公開され、安定的かつ公正であり、人格(persons)および財産(property)の安全を含む基本権(fundamental rights)を保護している。
- 5. 法が公明 (clear) で、公開され (publicized)、かつ安定的 (stable) である。
 - 5.1 法が公明である。
- 5.2 法および立法府ならびに行政府の行為の編集物が公開されており、更新され、すべての公式言語によって利用可能であり、視覚および聴覚に障害のある者によってもアクセス可能な形式で広くアクセスできるようになっている。
- 5.3 法が十分に安定的 (stable) であり、それによって公衆がどの行為は許容され、どの行為は禁止されているのかを確認できるようになっており、かつ秘密裏にまたは行政命令によって修正されたり、脱法されたりすることがない。

- 6. 法が公正である。
- 6.1 法が経済的地位に基づいて恣意 的または不合理な区別をしていない。
- 6.2 法が人種、肌の色、民族的または社会的出自、カースト[階級制]、国籍、外国人であること、宗教、政治的所属団体、ジェンダー、婚姻関係の有無、性的傾向もしくはジェンダー・アイデンティティー、年齢、精神的もしくは身体的障害(「社会的地位」)によって恣意的または不合理な区別をしていない。
- 6.3 法が国家の領域内で合法的に居住している [または業務を行っている] 外国人に対し [国家安全保障が要求する場合を除き] 国民と同等の扱いをする。
- 6.4 法が宗教の信者でない者をその 宗教法に服するように要求することは ない。
- 6.5 法が刑事上のサンクションの遡 及的適用を禁じている。
- 7. 法が公平かつ効率的に運用され、 執行されている。
- 7.1 法が個人または集団に対し、政治的な利益を求めて、または合法的な活動や表現に対する報復として、恣意的にもしくは差別的に適用されたり、執行されたりしない。
- 7.2 法が経済的または社会的地位に よって参政権、免許、公共契約、その 他の特権または利益を供与したり、拒

- 6. 法が公正 (fair) である。
- 6.1 法が経済的地位に基づいて恣意 的または不合理な区別をしていない。
- 6.2 法が人種、肌の色、民族的または社会的出自、カースト[階級制]、国籍、外国人であること、宗教、政治的意見もしくは所属団体、ジェンダー、婚姻関係の有無、性的傾向もしくはジェンダー・アイデンティティー、年齢および能力制限を含む社会的地位に基づき、恣意的または不合理な区別をしていない。
- 6.3 法が国家の領域内で合法的に居住し、または業務を行っている外国人に対し、国民と同等の取扱を規定している。
- 6.4 法が宗教の信者でない者をその 宗教法に服するように要求していない。
- 6.5 法が刑事上のサンクションの遡 及的適用を禁じている。
- 6.6 法が合理的な規制の下で商業活動に従事する権利を保護している。
- 7. 法が基本権 (fundamental rights)を保護している。
- 7.1 法が法の下の平等および差別に 対する平等な保護を確保している。
- 7.2 法がプライバシー、意見、表現、 集会、結社および集団交渉の権利を保 護している。

否したりすることを禁じている。

7.3 法が合理的規制に従って営業活 動に従事する権利を保護している。

7.4 法が公務員または私的利益によ る不適切な影響力の行使を伴うことな しに運用され、執行されている。

7.5 人民が過度のまたは不合理な料 金に服させられたり、あるいは法によ って要求される義務以上の職務を時官 に適った形で免除されるのと引き換え に、法を運用または執行する公務員に 対して支払い、その他の誘因を提供す ることを要求されない。

7.6 行政手続および司法手続が不合 理な遅滞なしに行われ、また、行政的 決定および司法判断が時官に適った什 方で執行されている。

8. 法が、公衆のアクセス可能な手 | 続を通じて立法され、運用され、執行 | the person) を保護している。 されている。

8.1 立法、行政および司法の手続が 時官に適った通知をもって行われ、公 衆に公開されている「国家安全保障ま たは証人の保護が要求するような場合 を除く]。

8.2 法制定手続(立法府および行政 府の双方のそれ) がパブリック・コメ ントまたは公聴会を通じて多様な観点 から意見を求め、熟慮する機会を提供 している。

8.3 公式の法案および手続の速記録 または議事録が公衆にとって時宜に適

7.3 法が思考 (thought)、良心なら びに宗教の自由、および人および思想 (ideas) の自由な移動を保護している。

7.4 法が基本権の侵害に対して、能 力のある裁判機関の前で効果的な救済 を求める権利を保護している。

8. 法が人の安全 (the security of

8.1 法が人々を、拷問、恣意的な逮捕、 | 勾留および追放を含む、政府による不 当な取扱いまたは刑罰から保護してい る。

8.2 法が人身に対する犯罪から保護 し、それを罰している。

った方法で利用可能とされている。

8.4 司法判断および行政的決定が公開され、時宜に適った方法で広く配布されている。

- 9. 法が財産の安全 (the security of property) を保護している。
- 9.1 法が、不動産、動産および知的 財産を含む、財産を保持し、移転し、 賃貸し、または〔それについて何らかの〕 免許を与える権利を規定している。
- 9.2 法が、正当な補償を伴わない政府による財産の収用を含む、財産の恣意的な剥奪を禁止している。
- 9.3 法が財産に対する犯罪から保護し、それを罰している。
- III. 法が人格および財産の安全を含む 基本権(fundamental rights)を保護し ている。
- 9. 法が市民的、政治的、経済的、 社会的、文化的権利および環境権〔この要素に関する追加的指標は開発中で ある。〕を保護している。
- 9.1 法が法の下の平等を確保している。
- 9.2 法が表現および人の移動ならび に思想の交換についての基本権(basic rights)を保護している。
- 9.3 法が被疑者の基本権を保護している。
 - 10. 法が人の安全を保護している。

Ⅲ. 法が立法され、運用され、および 執行される手続がアクセス可能で、公 正で、かつ効率的である。

10. 法が公衆にとってアクセス可能な手続を通じて立法され、運用され、かつ執行されている。

- 10.1 法が人々を国家による不当な取扱いまたは刑罰から保護している。
- 10.2 法が人身に対する犯罪から保護し、それを罰している。

- 11. 法が財産の安全を保護している。
- 11.1 法が財産(不動産、動産および 知的財産を含む)を保持し、移転し、 賃貸し、または〔それについて何らかの〕 許可を与える権利を規定している。
- 11.2 法が国家による正当な補償を伴わない財産の収用を禁じている。

11.3 法が財産に対する犯罪から保護し、それを罰している。

- 10.1 立法、行政および司法の手続が時宜に適った通知によって行われ、公衆に対して公開されている。
- 10.2 法形成プロセス(立法的および 行政的な法形成プロセスの双方)が、 多様な観点からの聴聞および審理が行 われるための機会を提供している。
- 10.3 法の公式草案、立法手続および 行政手続の筆記録または議事録が、公 衆に対して時宜を得たタイミングで利 用可能なものとされている。
- 10.4 行政的および司法的判断が、時 宜を得たタイミングで公開され、広く 配布されている。
- 11. 法が公正かつ効率的に運用され、執行されている。
- 11.1 法が個人または集団に対し、政治的な利益を求めて、または合法的な活動や表現に対する報復として、恣意的にもしくは差別的に適用され、または執行されない。
- 11.2 参政権、免許、公共契約、その他の特権または利益が経済的地位、または人種、肌の色、民族的または社会的出自、カースト〔階級制〕、国籍、外国人であること、宗教、政治的意見もしくは所属団体、ジェンダー、婚姻関係の有無、性的傾向もしくはジェンダー・アイデンティティー、年齢および能力制限を含む、社会的地位に基づいて、付与され、または拒否されない。
- 11.3 法が公務員または私的利益による不適切な影響力の行使を伴うことな

しに運用され、執行されている。

11.4 自然人または法人が過度のまた は不合理な料金に服させられ、または 法によって要求される義務以上の職務 を時宜に適った形で免除されるのと引 き換えに、法を運用または執行する公 務員に対して支払い、その他の誘因を 提供することを要求されない。

11.5 行政手続および司法手続が不合 理な遅滞なしに行われ、また、行政的 判断および判決が時宜に適った仕方で 執行されている。

11.6 法が、法の不遵守を防ぎ、また、 それに対処するために、時宜に適った、 かつ効果的な手段を規定している。

Ⅳ. 法が、有能で、独立し、倫理に適い、かつ適切な諸資源をもち、その奉仕する共同体の構成を反映した弁護士ならびに裁判官および法執行公務員により、支持され、かつ司法へのアクセスが提供されている。

12. 弁護士、裁判官および法執行公務員が有能で、独立し、倫理に適い、適切な諸資源をもち、彼らが奉仕する共同体の構成を反映している。

12.1 私人が有能で、国家の統制から独立し、その奉仕する共同体を広く代表し、適切な教育受けて免許を取得し、適切な諸手段をもち、高度な倫理的および専門家的標準を守り、専門家としての違法行為に対する実効的なサンク

Ⅳ. 法が、有能で、独立し、倫理に適った、十分な数の、適切な諸資源をもち、その奉仕する共同体の構成を反映した 法執行公務員、弁護士または代理人および裁判官により、支持され、かつ司法へのアクセスが提供されている。

12. 法執行公務員、弁護士または代理人および裁判官が有能で、独立し、 倫理に適い、十分な数が存在し、適切 な諸資源をもち、彼らが奉仕する共同 体の構成を反映している。

12.1 政府が、有能で、公平に行動し、 その奉仕する共同体を広く代表し、適 切な教育を受け、十分な数が存在し、 適切な諸資源をもち、高度な行動標準 を固守し、違法行為に対する実効的な サンクションに服する警察官、検察官 ションに服する弁護士によって代表されている。

12.2 国家が有能な警察官、検察官およびその他の法執行公務員によって代表されている。これらの者は、公平な判断を行う義務を負い、彼らが奉仕する共同体を広く代表し、適切な教育を受けて免許を取得し、適切な諸手段をもち、高度な倫理的および専門家的標準を守り、職務上の違法行為に対する実効的なサンクションに服する。

12.3 司法制度の高潔さが、有能かつ 公平な裁判官によって支持されている。 これらの者は、独立した判断を行う義 務を負い、彼らが奉仕する共同体を広 く代表し、適切な教育を受けて免許を 取得し、適切な諸資源をもち、高度な 倫理的および専門家的標準を守り、そ して、独立性と説明責任の双方を育む ような仕方で選抜され、昇進し、任命 され、補償を受け、資金を与えられ、 解雇および教育されている。

12.4 裁判所、警察署および矯正施設が適切な条件の下で、安全とアクセスを確保するために相応しい所在地において維持されている。

13. 司法へのアクセスが誰に対しても経済的または社会的地位によって否定されていない。

およびその他の法執行公務員ならびに矯正公務員によって代表されている。

12.2 自然人および法人が、有能で、政府の統制から独立し、その奉仕する共同体を広く代表し、適切な教育受け、十分な数が存在し、適切な諸資源をもち、高度な行動標準を固守し、違法行為に対する実効的なサンクションに服する弁護士または代理人によって代理される。

12.3 司法制度の高潔さが、有能で、公平で、独立して裁判権を行使し、その奉仕する共同体を広く代表し、適切な教育を受け、十分な数が存在し、適切な諸資源をもち、高度な倫理的および専門家的標準を守り、そして、独立性と説明責任の双方を育くむような仕方で選抜され、昇進し、任命され、補償を受け、資金を与えられ、解雇され、研修に服する裁判官によって支持されている。

12.4 裁判所、警察署および矯正施設が、適切な条件の下で、アクセスと安全性を確保するために相応しい所在地において維持されている。

13. 司法へのアクセスが、誰に対しても、経済的地位、または人種、肌の色、 民族的または社会的出自、カースト〔階級制〕、国籍、外国人であること、宗教、 政治的意見もしくは所属団体、ジェン ダー、婚姻関係の有無、性的傾向もし

- 13.1 違法行為の被告人は手続のあらゆる重要段階において有能な弁護士によって代表される権利をもち、弁護士をもつことのできない被告人に対しては裁判所が弁護士を付する。
- 13.2 非営利のまたは国家が後援する法的サービスが利用可能であり、それによってすべての人々が経済的または社会的地位にかかわらず、民事事件および刑事事件において有能な〔弁護士による〕法的助言および代表にアクセスすることが確保されている。
- 13.3 行政手続および司法手続が、経済的または社会的地位によって人々が不利な立場に置かれないような方法で行われている。

- くはジェンダー・アイデンティティー、 年齢および能力制限を含む、社会的地 位に基づいて、否定されない。
- 13.1 違法行為の被告人は、手続のあらゆる重要段階において有能な弁護士または代理人によって代理される権利をもち、それに対して支払いのできない被告人に対しては裁判所が有能な代理人を提供する。
- 13.2 非営利のまたは政府が後援する 法的サービスが、経済的または社会的 地位にかかわらず、すべての人々が民 事事件および刑事事件において有能な 〔弁護士による〕助言および代表にアク セスすることが確保されるような形で 利用可能である。
- 13.3 行政手続および司法手続が、経済的または社会的地位によって人々が不利な立場に置かれないような方法で行われている。